

告 示

埼玉県告示第九百四十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一一条第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和三年八月十三日

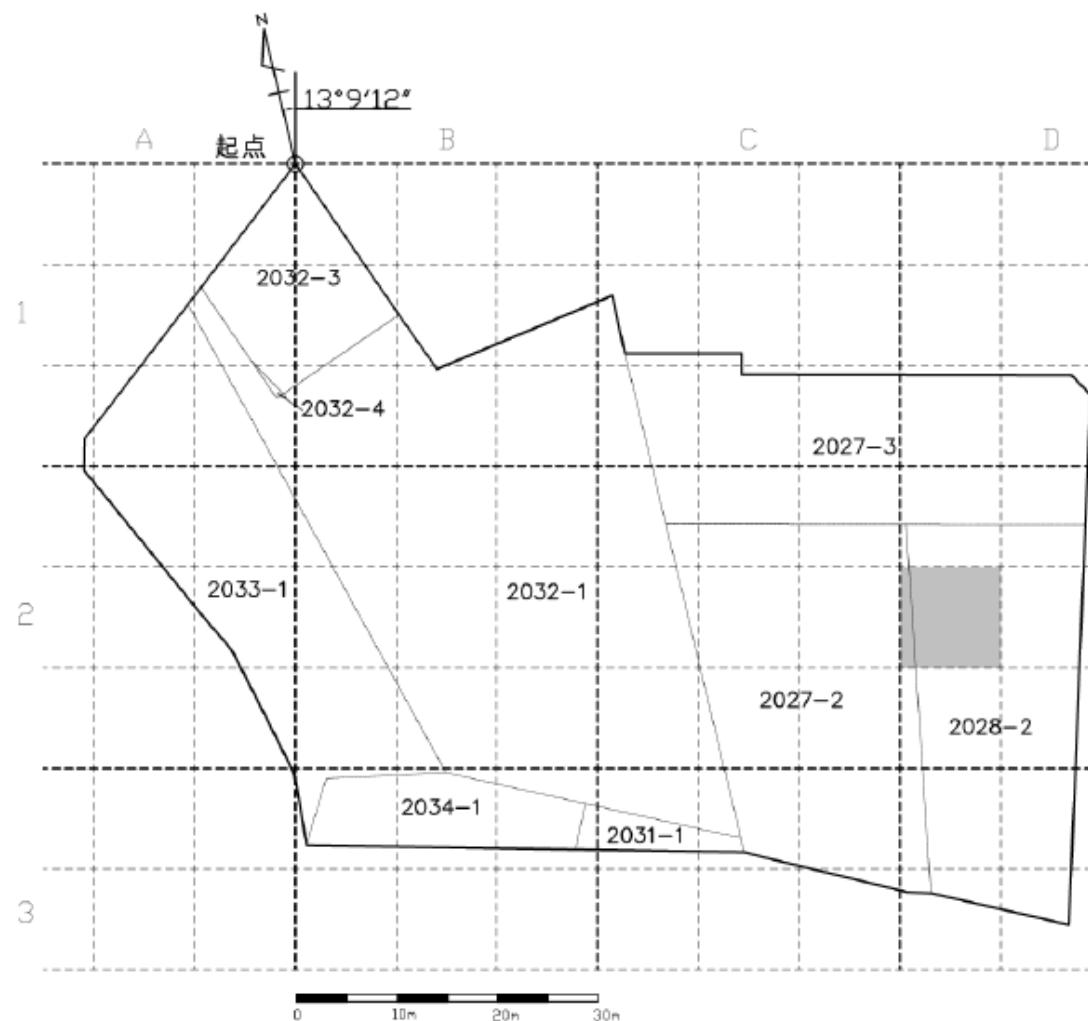
埼玉県知事 大野元裕

一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県和光市白子一丁目二千二十七番二の一部及び二千二十八番二の一部）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

**【起点】**

起点は、和光市白子一丁目2032番3の最北端とする。

【格子の回転角度】 $13^{\circ}9'12''$ **凡例**

- 敷地境界
- 筆境界
- 単位区画
- 30m格子
- 形質変更時要届出区域(鉛含有量)